

【専門医新規】認定に関する FAQ

<申請について>

Q1 集中治療専門医研修施設での勤務経験がありませんが、集中治療専門医を取得したいと思っています。申請する方法はありますか？

A1 集中治療専門医研修施設で1年以上の勤務、そのうち12週連続して専従することが要件です。要件を満たすよう勤務の調整をお願いいたします。

Q2 昨年の書類審査は合格し筆記試験で不合格だった場合、今年書類審査は免除されますか？

A2 書類審査を免除する制度は設けていませんので、再度申請書類の提出をお願いいたします。

Q3 昨年提出した申請書を返却してもらえますか？

A3 一度受付けた申請書の返却はしておりません。

Q4 申請書が届いているか確認してもらえますか？

A4 申請の際に返信用はがきを同封ください。受領証明として返送いたします。

<他の専門医資格について>

Q5 細則における「指定する学会の専門医資格を有すること」について、旧細則には含まれていた日本内科学会の内科認定医はどのような扱いになりますか？

A5 現制度においては、内科認定医は対象となりません。

内科認定医しかお持ちでない方は、新細則別表1に定める学会の専門医資格を取得のうえ、申請をお願いいたします。

Q6 細則別表 1 に指定された学会以外の専門医では、受験はできないのでしょうか？

A6 同表 1 の⑬にある様に、審議によりその他の専門医資格での受験が認められる場合がありますので、学会事務局までお問い合わせください。

Q7 履歴書の「勤務歴」には何を記載すればいいですか？

A7 研修施設（ICU）で実際業務に従事した期間を確認する項目ですので、集中治療勤務証明書で算定した勤務歴（複数ある場合はその合計）を記載してください。

<勤務証明書について>

Q8 救命救急センター勤務で初期診療から ICU までを診ていますが、専従として勤務証明書に記載してよいのでしょうか。

A8 ~~重症患者の初期診療から ICU までを一貫して診ているのであれば専従として構いません。ただし、ICU に入室しない軽度の患者診療であれば、認定施設での ICU 業務とは認められません。その場合は兼任としてください。~~

2018 年度申請より、専従と認められません。専従とは「学会で認定している研修施設の ICU で働いていること」を指します。救命救急センターの ICU 以外の業務を行っている場合は「兼任」とします。また、勤務証明書には具体的な業務の比率の記入が必須となります。

Q9 夜勤や当直を勤務歴に含められますか？

A9 夜勤は勤務歴に含めますが、当直は含めません。

<業績目録について>

Q10 業績（論文）について質問です。病院の紀要や、企業の雑誌等に掲載されたものは認められますか？

A10 病院内紀要および企業や商品 PR 誌（商業誌）は認められません。また、「How-to 本」の類も認められません。

Q11 集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A11 集中治療医学に関連する内容を指します。関連の有無については専門医制度・審査委員会で判断します。

Q12 細則における業績目録で、「著書」とありますが、〇〇出版の××という本は認められますか？

A12 業績目録の内容については専門医制度・審査委員会で判断となりますので、事前に個別の質問にはお答えできません。懸念点がある場合は、多めに提出ください。

Q13 論文は、日本集中治療医学会雑誌に掲載されたものが筆頭著者である必要がありますか？

A13 必要ありません。ただし、筆頭著者である論文が1題以上必要です。

Q14 現在投稿中の論文があり、採択通知が届くのが申請年の4月頃になります。申請書締切日に間に合えば、通知が届き次第、この論文を業績目録に記載して申請しても良いですか？

A14 申請手引きにも記載しておりますが、申請資格の年限は『申請年3月31日までに申請資格を満たす者』となっております。

従いまして、採択通知が申請年3月31日までにあれば記載可能です。採択通知と最終原稿の複写を提出してください。

Q15 提出できる実績（論文、学会発表、学会出席）は過去5年と期間が決まっていますが、2年間留学している場合、猶予の考慮はありますか？

A15 申請する年の過去5年間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間を空白とし、前後合計5年間の実績を認めます。留学・休業取得の証明書を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

Q16 細則第7条2に、『集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの1題を含む2題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。』とありますが、筆頭者としての演題は日本集中治療医学会以外の学会でも良いということですか？

A16 他学会での筆頭演題でも結構です。以下の[a][b]双方が成り立ちます。

[a] 申請者が筆頭演者の1題（集中治療医学会学術集会）＋申請者が共同演者の1題（他の学会）

[b] 申請者が筆頭演者の1題（他の学会）＋申請者が共同演者の1題（集中治療医学会学術集会）

Q17 学術集会の参加証明書を紛失したので、発表抄録を代わりに出せば出席を認めてもらえますか。

A17 抄録参加証明書の代用としてはお認めできません。

Q18 学術集会の参加証明書を紛失したので、e 医学会の参加履歴を証明とできますか？

A18 e 医学会カードで当日参加登録した場合のみ、マイページの参加履歴を印刷して参加証明とすることができます。その際は、必ず画面に表示される氏名を含めて印刷してください。氏名の無いものはご本人の参加証明として認めません。

<診療実績表について>

Q19 診療実績表について質問です。現在は研修施設で勤務していますが、過去に研修施設外で経験・実施等した項目についても、記載して良いのでしょうか？

A19 過去において研修施設外で経験・実施等した項目についても、記載して構いません。研修施設外の実績については認められません。2018年度申請より、実施項目、疾患項目の経験について、原則、日本集中治療医学会が認定する研修施設のICUでの経験のみを認定することになりました。

Q19 過去に研修施設で勤務した経験がありますが、当時の実績だけでは規定数を満たせそうにありません。現在は研修施設外の集中治療室で勤務していますが、現在自分でできる項目や経験を記載しても良いですか？

A19 研修施設の専門医の証明が必要なため、現在勤務している施設において経験した項目については、記載することができません。

Q20 過去に研修施設で十分な実績があるのですが、現在集中治療医として勤務している病院は研修施設ではありません。この場合、申請は可能でしょうか。

A20 申請可能です。研修を受けた施設の専門医の押印が必要です。

<申請書について>

Q21 ホームページで専門医の申請書をダウンロードしたところ、履歴書しかありませんでした。他の様式はまだ掲載されていないだけなのでしょうか？

A21 会員専用ページで「2018年度集中治療専門医申請書（新）」をダウンロードしていただきますと、エクセルファイルの各シートに申請書がございます。履歴書は1シート目ですので、2シート目以降も併せてご確認ください。
また、他の要綱については、会員専用ページの申請書と同じ場所に以下のとおり掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

- ・集中治療専門医制度_規則
- ・集中治療専門医制度_細則
- ・2018年度集中治療専門医申請書
- ・診療実績表記載要領
- ・専門医申請の手引き

以上が手続きに関する全ての情報となっておりますが、ご不明な点等ありましたら、事務局（jimu@jsicm.org）までお問合せください。

Q22 申請書を印刷したところ、一部2ページにまたがって印刷されてしまいました。これでも大丈夫ですか？

A22 必ずA4サイズ1枚に1ページが収まるよう、適宜縮小して印刷してください。その際、申請書の文字が小さくて読みにくいことのないようお願いいたします。また、1ページで記載しきれない場合は、適宜シートを追加しても結構です。